

【均等割・平等割の軽減(国の法令に基づく軽減)】

[令和8年度(2026年度)]

所得基準	軽減割合	軽減後の額						
		均等割額(1人あたり)				平等割額(1世帯あたり)		
		医療基礎分 34,990円	後期高齢者 支援金分 11,191円	介護納付金分 18,682円	【18歳以上の 被保険者のみ】 子ども・子育て 支援納付金分 1,841円	医療基礎分 33,908円	後期高齢者 支援金分 10,845円	介護納付金分
世帯主(納付義務者)と加入者全員の 前年中所得合計金額の合計が 「43万円+10万円×(給与所得者等の数- 1)」以下の世帯	7割 軽減	10,497円	3,357円	5,604円	551円	10,172円	3,253円	平等割は ありません
世帯主(納付義務者)と加入者全員の 前年中所得合計金額の合計が、 「43万円+(31万円×被保険者数)+10万 円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	5割 軽減	17,495円	5,595円	9,341円	920円	16,954円	5,422円	平等割は ありません
世帯主(納付義務者)と加入者全員の 前年中所得合計金額の合計が、 「43万円+(57万円×被保険者数)+10万 円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	2割 軽減	27,992円	8,952円	14,945円	1,472円	27,126円	8,676円	平等割は ありません

※所得合計金額および加入者数には、国保から後期高齢者医療制度へ移行された人を含みます。(移行後に世帯主が変更になった場合は、含まれません。)

※これらの軽減を受けるための申請などは、特に必要ありません。(ただし、所得申告をされていない世帯については、軽減の対象となりませんのでご注意ください。)

※これらの軽減は、保険料決定と同時に判定と計算を行い、軽減対象となった世帯については、軽減された後の保険料で通知書や納付書が送付されます。

※軽減の判定は、当該年度の賦課期日の属する月(4月、年度途中の加入世帯は加入月)の加入者の内容で行います。

(年度途中の加入者の増減による軽減判定の変更はされません。)

【所得合計金額(軽減判定のための所得)とは】

総合課税所得と分離課税所得の合計額です。ただし、以下の点で、保険料を算定する際の所得金額とは異なります。

・65歳以上の方の年金所得については、最大15万円を控除します。 ・分離譲渡所得は特別控除を適用する前の額となります。

・専従者給与は所得の対象となりません。また、専従者控除は適用されず、事業主の事業所得に含みます。